



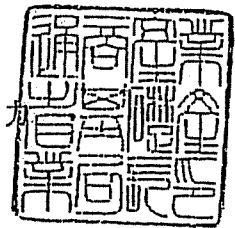
通商産業省

5 基局第 1 3 0 号

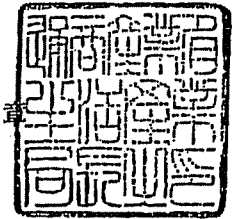
平成 5 年 5 月 2 6 日

社団法人 日本石綿協会  
会長 音 馬 峻 殿

通商産業省基礎産業局長 牧 野



通商産業省生活産業局長 高 島



化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針について

平成 5 年 3 月 2 6 日 通商産業省 告示第 1 号 (以下「告示」という。) をもって  
化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針が別添のとおり定められたので、  
下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

記

第 1 指針の要旨

1 指針制定の趣旨

化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針 (以下「本指針」という。) は、化学物質の安全性に係る情報提供に関し必要な事項を示すことにより、これを取扱う事業者の化学物質の安全性に関する理解を深め、その安全な取扱いを推進し、もって国民の健康を保護することを目的とするものであること。

## 2 指針の対象となる化学物質

本指針の対象となる化学物質とは、元素、化合物及びそれらの混合物のうち、医薬品、医薬部外品及び放射性物質以外のものをいうこと。なお、天然物であるか合成品であるかを問わず、共に対象となるものであること。

医薬品、医薬部外品及び放射性物質については、本指針の内容である化学物質の安全性に係る情報提供を含めた安全管理が、関係法令に基づき既に実施されているため、これを除外したものであること。

## 3 危険有害化学物質について

危険有害化学物質とは、告示別表上欄に掲げる危険性又は有害性を有する物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる化学物質（以下「危険有害化学物質」という。）であること。

## 4 化学物質安全性データシートについて

(1) 危険有害化学物質の取扱事業者（化学物質の製造の事業を営む者、業として化学物質を使用する者、その他輸入業者、販売業者等業として化学物質を取扱う者）は、危険有害化学物質を取扱事業者に対して譲渡し、又は提供するときは、その相手方に当該危険有害化学物質に係る次の事項を記載した化学物質安全性データシートを交付するものとする。

- ① 譲渡又は提供する者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び所在地）
- ② 製品の名称及び危険有害化学物質の名称その他の危険有害化学物質の識別に関する事項

注）その他の危険有害化学物質の識別に関する事項とは、化学式又は構造式等が該当すること。

- ③ 危険性又は有害性の種類
- ④ 救急時の処置
- ⑤ 火災時の処置
- ⑥ 漏出時の処置
- ⑦ 取扱い及び保管上の注意
- ⑧ 暴露を防止するための措置
- ⑨ 物理的性質及び化学的性質
- ⑩ 危険性に関する事項
- ⑪ 有害性に関する事項
- ⑫ 生態影響に関する事項
- ⑬ 廃棄上の注意

⑭ 輸送上の注意

⑮ 適用法令

注) 適用法令については、別表に掲げる法令が該当すること。

⑯ その他、化学物質安全性データシートを作成した年月日、データを引用した参考文献等

ただし、同一の取扱事業者に対し、既に譲渡又は提供した危険有害化学物質に係る化学物質安全性データシートを交付している場合において、当該危険有害化学物質を譲渡又は提供するときは化学物質安全性データシートを再度交付する必要はないこと。

- (2) 既に交付した化学物質安全性データシートについて、新たな科学的知見が得られた場合等記載内容を変更する必要がある場合には、直ちにその変更を行い、譲渡又は提供された取扱事業者にあらかじめ交付すること。

5 表示について

(1) 危険有害化学物質の容器・包装への表示について

危険有害化学物質の容器・包装への表示については、既に以下の関係法令により規定されており、取扱事業者はこれらの関係法令に基づく表示事項を、容器・包装に表示するものであること。

① 労働安全衛生法

法第57条(表示等)

② 火薬類取締法

火薬類の運搬に関する総理府令第12条(積載方法)

③ 高圧ガス取締法

法第45条(刻印)、法第46条(表示)、法第49条(刻印)

④ 消防法

危険物の規制に関する規則第44条(表示)

⑤ 毒物及び劇物取締法

法第12条(毒物又は劇物の表示)

⑥ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

法第28条(表示等)

⑦ 船舶安全法

危険物船舶運送及び貯蔵規則第6条(容器、包装等) [船舶運送に限る]

(2) 危険有害化学物質以外の化学物質について

危険有害化学物質以外の化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、

又は提供する取扱事業者は、当該容器又は包装に、譲渡され、又は提供される取扱事業者が当該化学物質の名称を識別できるような表示をするものとする。当該化学物質の名称を識別できるような表示とは、化学物質の物質名、製品名や製品記号等がこれにあたること。

- 6 危険有害化学物質を譲渡又は提供される取扱事業者が講ずる措置について
  - (1) 取扱事業者は、危険有害化学物質を譲渡又は提供されるときに、当該危険有害化学物質に係る化学物質安全性データシートが併せて交付されること又は既に交付されていることを確認するとともに、これを適切に管理するものであること。
  - (2) 危険有害化学物質を譲渡又は提供される取扱事業者は、化学物質安全性データシートの記載内容に配慮し、危険有害化学物質の安全な取扱いに必要な措置を講ずるものであること。
- 7 危険有害化学物質を製造する取扱事業者が講ずる措置について  
取扱事業者は、危険有害化学物質を製造する際には、当該危険有害化学物質の安全性に係る情報を収集し、その安全な取扱いに努めるものであること。

## 第2 施行期日等

- 1 本指針は平成5年4月1日から適用するものであること。
- 2 本年4月1日以降、化学物質安全性データシートの作成が進められるものであるが、対象品目の範囲が広いこと等から、1年程度を目途に整備されることが望ましいものであること。